

## 甲府市農業委員会 1 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 5 年 1 月 3 0 日（月曜日）午後 2 時 0 0 分から午後 2 時 4 0 分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（19 名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1 番 渡邊 初男 2 番 小松 芳彦 3 番 菊島 建 4 番 池田 哲郎  
5 番 落合 洋子 6 番 關野 登 7 番 田中 由美 8 番 後藤 良仁  
9 番 土屋 三千雄 10 番 越石 和昭 11 番 小澤 博 12 番 山村 忠弘  
13 番 雨宮 洋文 14 番 末木 瑞夫 15 番 矢崎 正勝 16 番 塚田 泰英

4. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 中村 勝  
農地係 係 長 清野 隆彦  
係 長 青木 進  
振興係 係 長 牧野 公治

5. 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 令和 5 年 2 月告示分農用地利用集積計画の承認について  
議案第 4 号 令和 5 年 2 月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について  
議案第 5 号 農用地利用配分計画（案）の作成について

報告案件

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第 4 号 耕作土搬入届出について  
報告第 5 号 受理通知書返納について  
報告第 6 号 農用地利用配分計画の解約について

午後 2 時 00 分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和 5 年 1 月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数 19 名中 19 名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会 1 月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、1 月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、11 番の小澤博委員と、12 番の山村 忠弘委員をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス予防対策のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の第 3 条許可申請は、有償移転が 1 件、無償移転が 1 件ございまして、いずれも第 3 条の資格要件を全て満たしております。

議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの 3 条 NO.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の北面、西面、南面は〇〇、東面は〇〇となっております。

譲受け人は、申請地の〇〇に隣接する農地で耕作しており、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

譲受け人の現在の経営面積は、〇〇㎡ですが、取得後は、〇〇㎡となり、申請地には、〇〇を行う計画であります。

続きまして、議案書 2 番、地図は、2 ページの 3 条 NO.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の周辺は、すべて〇〇となっております。

譲受け人は、申請地の〇〇に隣接する農地の所有者であり、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

譲受け人の経営面積は、〇〇㎡から〇〇㎡となり、申請地には、〇〇を行う計画であります。

なお、譲渡し人は、自身が所有する申請地の〇〇の農地への〇〇を設けるため、譲渡す分と同じ〇〇を、譲受人から取得する予定であり、今回、農地法第 5 条の許可を要しない、農地の保全上必要な〇〇として、届出がされております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をしてまいります。

つぎに、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の 5 条許可申請は、賃貸借が 1 件、ございます。

議案書 2 ページの 1 番、地図は 3 ページの 5 条 NO.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は〇〇、北面、南面は〇〇、西面は〇〇となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

借り人は、〇〇しており、申請地の近隣で〇〇していますが、申請地を〇〇及び、〇〇として利用するとのことですが、〇〇から長年に渡り、〇〇してきたことから、今回、〇〇による申請となります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。議案第2号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第2号については、決定し、許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第1号から第5号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

3ページから7ページまでは、令和4年12月16日から1月20日までに受理しました、相続等の届出や、市街化区域における農地法4条、5条の届出、8ページは、耕作土搬入届出、9ページは受理通知書返納について掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 5 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 3 号令和 5 年 2 月告示分 農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、報告第 6 号 農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

なお、審議に先立ち、議案第 3 号の利用権設定 3 番の案件は、關野委員が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第 3 号のうち、利用権設定 3 番を除いた案件及び報告第 6 号について、事務局より説明してください。

#### ○事務局（牧野係長）

それでは議案第 3 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転 1 件、新規設定 11 件、再設定 11 件、計 23 件の申し出がありました。

議案書 10 ページの表は、所有権移転です。

中道北地区からの申し出がありまして、面積は 583 m<sup>2</sup>です。

議案書 12 ページの表は、新規設定です。

甲運・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 15,796.22 m<sup>2</sup>です。

中段の表は、令和 4 年度の目標面積 113,400 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 145,437 m<sup>2</sup>、達成率は 128%です。

続いて 13 ページの表は、再設定です。

甲運・玉諸・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 15,612.28 m<sup>2</sup>です。

中段の表、令和 4 年度の目標面積 280,700 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 159,171 m<sup>2</sup>、達成率は 57%です。

14 ページ 1 番から 17 ページ 11 番は新規設定です。

18 ページ 12 番から 13 番は再設定です。

18 ページ 14 番から 21 ページ 22 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者の案件を読み上げさせていただきます。また、14 ページ 3 番は委員案件となっていますので、後ほど審議をお願いします。

まず所有権移転の案件を説明します。

11 ページ 1 番をご覧ください。

譲渡人、譲受人、所在、地目、面積、利用目的については、記載のとおりです。

譲受人は、〇〇在住の〇〇で年間に 300 日間、農業に従事しており、〇〇で〇〇㎡を耕作しています。

今後、〇〇を図る目的で、利用目的は〇〇です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて、新規就農者の案件を説明します。

14 ページ 1 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、〇〇在住の〇〇で新規就農者です。農業技術の研修ですが、〇〇から〇〇に〇〇で研修を行い、〇〇を学びました。

当該地で〇〇する予定です。栽培したものは〇〇する予定だそうです。年間 200 日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて 17 ページ 10 番、11 番をご覧ください。

借り手は、〇〇に設立した〇〇で、当該地で〇〇する予定です。栽培したものは〇〇へ〇〇する予定だそうです。〇〇は、〇〇でも農業の経験はありません。今回の貸借は、初めに農業経験を積むために農地の貸借を行い、いずれ〇〇を考えているそうです。なお、この農地の貸し手は、この〇〇の〇〇となります。なお、この農業者は、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しており、両者とも年間 200 日農業に従事する予定です。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

その他につきましては、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 22 ページをご覧ください。

今月は 3 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

#### ○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

新規就農者などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいたたくこととしております。

それでは、所有権移転の 1 番の案件について、上曾根地区 小澤委員から補足説明をお願いします。

○上曾根地区（小澤委員）

申し出の土地は〇〇で、その土地に入るには、〇〇を通らなければならないので、この〇〇を利用するにはこの〇〇に〇〇を〇〇しかないので〇〇となりました。特に問題はありません。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の1番の案件について、甲運地区 小松委員から補足説明をお願いします。

○甲運地区（小松委員）

当地区では、新規就農を希望する方が〇〇おり、農地利用最適化推進委員とともに農地を探しているところでございます。この方はそのうちの〇〇で、当人と〇〇して〇〇を確認したうえで選んでおります。〇〇されたのは、この方は〇〇や〇〇を〇〇ことですが、〇〇が近くで作業しており、〇〇にのってくれたり〇〇してくれたりしてくれるので、大丈夫ということで許可いたしました。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の10番と11番の案件について、滝川地区 渡邊委員から補足説明をお願いします。

○滝川地区（渡邊委員）

事務局で説明したとおりですが、付け加えると、賃借料が〇〇で〇〇と思われると思いますが、これは利用権の設定を受ける者は、設定する者が〇〇する〇〇であり、この〇〇は〇〇でありますので、〇〇までこの〇〇が中心になって〇〇と思われるので、〇〇になっていると思われます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらでも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第3号の案件のうち利用権設定の3番を除いた案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案 3 号のうち利用権設定の 3 番を除いた案件について決定して参ります。

また、報告第 6 号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。それでは、關野委員のご退席をお願いします。

**【 關野委員 退席 】**

つづきまして、議案第 3 号のうち、利用権設定の 3 番について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

14 ページ 3 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

こちら事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第 3 号のうち、利用権設定の 3 番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、關野委員はご着席をお願いします。

つづいて、議案第 4 号 令和 5 年 2 月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。

議案書 23 ページをご覧ください。



農地中間管理事業については、中間管理機構が借り受けた農地を、必要に応じて利用条件を改善しまとまりのある形で担い手に貸し付けます。貸借期間の満了後は、農地銀行と同様に農地所有者に確実に返還されます。貸借を継続することも可能です。

議案第 4 号で貸し手から中間管理機構への利用集積計画、議案第 5 号で中間管理機構から担い手への利用配分計画に分かれています。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書 23 ページをご覧ください。中道北地区の貸し手から農地中間管理機構への貸出の申し出が 1 件あり、合計面積は 997 ㎡です。

案書 24 ページ 1 番をご覧ください。記載のとおり、貸し手から農地中間管理機構へ農地が集積されます。貸し手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

続いて、議案書 25 ページ 1 番をご覧ください。中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ配分される予定です。

借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

#### ○議長（西名会長）

議案第 4 号農用地利用集積計画の承認と、議案第 5 号農用地利用配分計画（案）の作成は関連がありますので、事務局から一括して説明がありました。

こちらについても、特にご質問の報告は受けておりませんが、特別何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第 4 号と 5 号について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 4 号と 5 号については決定いたします。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 特に無し 》

皆様のご協力で短時間で終わることができましたことに感謝いたします。

**【5. 総会閉会の宣言】**

以上をもちまして、1月定例総会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午後2時40分 閉会